

第6号の2の2様式 (第5条関係)

--

年度分 特別区民税・都民税申告書 (特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書)

杉並区長 宛

年1月1日現在の住所	杉並区	丁目	番	号	
現住所					
フリガナ				生年月日	年 月 日
氏名				電話番号	( )
個人番号					

該当する箇所には☑をつけてください。記入がない場合は、所得税と同一の課税方式を選択することとなりますので、記入漏れがないようご注意ください。

- 1 上場株式等の配当等に係る特別区民税・都民税の課税方式について、次のとおり選択します。
- ① 所得税と同一の課税方式を選択します。
  - ② 住民税では、所得として申告しません。(配当割の特別徴収で課税関係を完結)
  - ③ 次の表のとおり申告します。(③に☑をつけた場合のみ下記の表に記載してください。)

	配当所得等の金額	配当割額控除額(※1)
総合課税(※2)	円	円
申告分離課税	円	円

※1 支払いを受ける段階で特別徴収された住民税額。ご記入がなければ配当割額控除を受けることができませんのでご注意ください。

※2 非上場株式等の配当等があれば、上場株式等の配当等の課税方式を申告分離課税とした場合でも非上場株式等の配当等の金額を総合課税として申告してください。

- 2 上場株式等の譲渡等に係る特別区民税・都民税の課税方式について、次のとおり選択します。
- ① 所得税と同一の課税方式を選択します。
  - ② 住民税では、所得として申告しません。(株式等譲渡所得割の特別徴収で課税関係を完結)
  - ③ 次の表のとおり申告します。(③に☑をつけた場合のみ下記の表に記載してください。)

	譲渡所得等の金額	株式等譲渡所得割額控除額(※3)
申告分離課税	円	円

※3 源泉徴収ありの特定口座内で特別徴収された住民税額。ご記入がなければ株式等譲渡所得割額控除を受けることができませんのでご注意ください。また、源泉徴収なしの特定口座や一般口座での取引の場合、特別徴収は行われないため、申告不要を選択することはできません。

- 3 上場株式等に係る繰越損失の繰越控除について、次のとおり申告します。

本年度分の配当所得等から差し引く金額	本年度分の譲渡所得等から差し引く金額	翌年度以降に繰り越す金額
円	円	円

注意事項： 原則として当該年度の申告期限(3月15日)までに提出が必要です。ただし、納税通知書が送達されるまでの間に提出されたものは有効となります。ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書等(コピー可)を添付してください。資料が手元にない場合はその旨を余白にお書きください。あくまでも、ご自身の責任で課税方式を選択してください。

申告書 受付者

杉並区役所 区民生活部 課税課 区民税係 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 TEL 03(5307)0632・0633
--

※提出者(本人以外が記入・提出する場合)

住所			
氏名		本人との関係	
電話番号	( )		